

習志野市国民健康保険一部負担金の減額、免除及び徴収猶予に関する要綱

平成24年4月1日

習志野市告示第115号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第44条第1項の規定に基づき、本市が行う国民健康保険に係る一部負担金の減額、免除及び徴収猶予（以下「減免等」という。）に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実収入月額 世帯主及び当該世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）につき算出した生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の要否判定に用いられる収入認定額（預貯金の額を除く。）をいう。
- (2) 基準額 世帯主等につき、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する生活扶助基準、教育扶助基準及び住宅扶助基準を用いて算出した合計額をいう。
- (3) 一部負担金所要額 被保険者が1月（暦月をいう。以下同じ。）に負担する一部負担金の見込額で、当該被保険者の療養を担当する医師等が認定した額（複数の医師等が療養を担当している場合にあつては、当該認定した額の合計額）をいう。

(減免等の対象者)

第3条 市長は、一部負担金の支払又は納付の義務を負う世帯主又は世帯に属する被保険者が、次の各号のいずれかに該当したことにより、その生活が困難となった場合において必要と認めるときは、当該世帯に属する世帯主の申請により、一部負担金を減免等することができる。

- (1) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。

(2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これらに類する理由により収入が減少したとき。

(3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

(4) 前3号に掲げる事由に類する事由があったとき。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、被保険者が急患として保険医療機関又は保険薬局を受診した場合で、一部負担金の負担能力の有無が明らかでないときは、当該被保険者の資力の有無が判明し、かつ、その活用が可能となるまでの間、職権により一部負担金の徴収を猶予することができる。

(生活困難の認定方法)

第4条 前条第1項の規定による生活が困難になったことについての認定は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 実収入月額合計額が、基準額の1.3倍以下であること。

(2) 世帯主等の預貯金の額の合計額が、基準額に3を乗じた額以下であること。

(減免の割合)

第5条 第3条第1項及び前条の場合における減額又は免除(以下「減免」という。)の割合は、次の表に定めるとおりとする。

不足見込割合	減免割合
0%超から20%以下まで	20%減額
20%超から40%以下まで	40%減額
40%超から60%以下まで	60%減額
60%超から80%以下まで	80%減額
80%超	免除

備考

実収入月額－基準額＝医療費充当可能額

一部負担金所要額－医療費充当可能額＝一部負担金不足見込額

一部負担金不足見込額÷一部負担金所要額×100＝不足見込割合(%)

(徴収猶予)

第6条 市長は、第3条第1項に規定する対象者について、前条の規定による不足見込割合が0%超に該当する場合であって、次の各号のいずれかに該当するとき

は、一部負担金の徴収を猶予することができる。

(1) 徴収猶予すべき期間内に収入が生ずることが確実であるが、現在一部負担金の支払いが困難であるとき。

(2) 傷病が治癒又は軽快に至れば資力が回復し、一部負担金の支払いが可能なとき。

(減免等の期間)

第7条 一部負担金の減免の期間は1月とし、連続して3月まで更新することができる。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は延長することができる。

2 一部負担金の徴収猶予は、3月以内の一部負担金所要額について、申請のあった日の属する月から起算し、6月以内の期間を限って行うものとする。ただし、第3条第2項の規定に該当する場合は、1年以内の一部負担金所要額について、市長が徴収を猶予することを決定した日の属する月から起算し、1年以内の期間を限って行うものとする。

(申請)

第8条 一部負担金の減免等の措置を受けようとする世帯主は、あらかじめ市長に対し、国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)を提出しなければならない。ただし、第3条第2項の規定により徴収を猶予する場合は、この限りでない。

2 申請書には、第3第1項条各号に定める事由に該当することを証する書類として、世帯主等の状況に応じ次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等により確認できるときは省略することができる。

(1) 医師等の意見書(別記第2号様式)

(2) 収入状況等申告書(別記第3号様式)

(3) 給与証明書(別記第4号様式)

(4) 家賃(地代・間代)証明書(別記第5号様式)

(5) 同意書(別記第6号様式)

(6) 誓約書(別記第7号様式)

(7) 公的機関の発行する災害等により被害を受けたことを証明する書類

(8) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに申請内容について審査をし、一部負担金の減免等の可否について決定するものとする。

2 市長は、世帯主の協力が得られず、十分な審査ができないときは、申請を却下することができる。

(決定)

第10条 市長は、一部負担金の減免等の決定を行ったときは、世帯主に対し、国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予決定通知書（別記第8号様式）により通知するものとし、承認したものについては、国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予証明書（別記第9号様式。以下「証明書」という。）を交付する。

2 証明書は、1月ごとに交付するものとする。

3 第1項の規定により証明書の交付を受けた世帯主等は、保険医療機関等において療養の給付を受けるときは、電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受け、当該証明書を保険医療機関等に提出しなければならない。

(減免等の変更又は取消し)

第11条 市長は、減免の決定を受けた世帯主等が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその承認を変更し、又は取り消し、減免によりその支払いを免れた額の一部又は全部を世帯主から返還させるものとする。

(1) 資力の回復その他の事情等の変化により、当該決定をすることが不適當であると認められるとき又は決定内容に変更が生じたとき。

(2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき。

(3) 承認期間中に国民健康保険の資格を喪失したとき又は世帯変更したとき。

2 市長は、徴収猶予の決定を受けた世帯主等が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を変更し、又は取り消し、当該一部負担金の全部又は一部を一時に徴収するものとする。

(1) 徴収猶予を受けた者の資力等の変化により、徴収猶予を行う必要がなくな

ったと認められるとき又は決定内容に変更が生じたとき。

(2) 一部負担金の納入を不当に免れようとする行為があったと認められるとき。

(3) 承認期間中に国民健康保険の資格を喪失したとき又は世帯変更したとき。

3 市長は、前2項の規定により減免等の変更又は取消しをしたときは、世帯主及び当該医療機関等に対し、国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予変更通知書(別記第10号様式及び第11号様式)又は国民健康保険一部負担金減免・徴収猶予取消通知書(別記第12号様式及び第13号様式)によりそれぞれ通知するものとする。

(適用除外)

第12条 この要綱の規定にかかわらず、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災の被災者に対する一部負担金の減免等については、市長が別に定めるところにより取り扱うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。